

特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書

会社名

保有資産の課税時期の相続税評価額										
1 特 定 株 式 等 の 判 定	指定地域内の動産等					左記以外の資産				
	科目	相続税評価額				科目	相続税評価額			
		円					円			
		計	A 円				計	B 円		
	保有資産の価額の合計額 (A + B)		C 円							
定	課税時期における保有資産のうち指定地域内の動産等の割合 (A ÷ C) × 100								D %	
	判定	Dの割合が30%以上						である (該当)	でない (非該当)	
2. 保有資産及び土地等の価額の合計額		保有資産の価額の合計額			土地等の価額の合計額					
		E 千円			F 千円					
3 特 定 株 式 等 の 比 準 要 素 等 の 金 額 の 計 算	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (第4表の⑤の株式数)		① 株							
	1株の「見積利益金額」当たり	震災発生日を含む事業年度の見積利益金額						1株(50円)当たりの見積利益金額		
		事業年度	法人税の課税所得金額	非経常的な利益金額	受取配当等の益金不算入額	左の所得税額	損金算入した繰越欠損金の控除額	見積利益金額 (②-③+④-⑤+⑥)	〔 ⑦ / ① 〕 の金額	
	震災発生日を含む事業年度	② 千円	③ 千円	④ 千円	⑤ 千円	⑥ 千円	⑦ 千円			
									G 円	
	1株の「利益金額」当たり	直前期末以前2年間の利益金額						1株(50円)当たりの利益金額		
		事業年度	差引利益金額 (第4表の③の金額)	事業年度	差引利益金額 (第4表の④の金額)	直前期末以前1年間の1株当たりの利益金額 [⑧ / ① 又は (⑧+⑨) / ①]		〔 (⑩ + G) / 2 〕 の金額		
	直前期	⑧ 千円	直前々期	⑨ 千円	⑩ 円		H 円			
									H 円	
	1株の「配当金額」当たり	直前期末以前2年間の平均配当率						1株(50円)当たりの配当金額		
事業年度		差引経常的な年配当金額 (第4表の⑦の金額)	事業年度	差引経常的な年配当金額 (第4表の⑧の金額)	平均配当率 [(⑪ + ⑫) / (⑧ + ⑨)]		〔 H × ⑬ 〕 の金額			
直前期	⑪ 千円	直前々期	⑫ 千円	⑬		I 円 銭				
								I 円 銭		
1株の「純資産価額」当たり	直前期末の純資産価額						1株(50円)当たりの純資産価額			
	事業年度	資本金等の額 (第4表の⑩の「直前期」欄の金額)	利益積立金額 (第4表の⑪の「直前期」欄の金額)	純資産価額 (第4表の⑫の「直前期」欄の金額)		⑭が正数又は0の場合 [(⑭ + ⑮) / ①] の金額		⑯が負数の場合 [(⑭ + ⑮ - ⑰) / ①] の金額		
直前期	⑭ 千円	⑮ 千円	⑯ 千円		⑰ 千円		J 円			
								J 円		

書 き 方

1 この明細書は、評価対象法人の株式等（上場株式等を除きます。）について震災特例法の適用を受ける場合に、特定株式等に該当するかどうかの判定と、特定株式等を類似業種比準価額によって評価する場合の比準要素等の金額の計算等を行うために使用します。

なお、この明細書の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します（「直前期末以前2年間の平均配当率」の平均配当率は、小数点以下2位未満を切り捨てて記載します。）。

2 「1. 特定株式等の判定」の「指定地域内の動産等」欄及び「左記以外の資産」欄のうち、「相続税評価額」欄は、課税時期における評価対象法人の各資産について、その課税時期の相続税評価額を記載します。

(注) この明細書における指定地域内の動産等は、課税時期における指定地域内の動産等（平成23年3月11日において保有している必要はありません。）であることに留意してください。

3 「2. 保有資産及び土地等の価額の合計額」の各欄は次により記載します。

(1) 「保有資産の価額の合計額」の「E」欄は、評価対象法人が保有していた資産の課税時期の相続税評価額の合計額を記載します。

(2) 「土地等の価額の合計額」の「F」欄は、評価対象法人が保有していた（又は保有しているとみなされた）土地等の課税時期の相続税評価額の合計額を記載します。

4 「3. 特定株式等の比準要素等の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数」欄は、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」（以下「評価明細書」といいます。）第4表の⑤の株式数を記載します。

(2) 「1株（50円）当たりの見積利益金額」の「震災発生日を含む事業年度の見積利益金額」欄は、震災発生直後の状況に基づいて合理的に見積もった震災の発生日を含む事業年度（以下「被災事業年度」といいます。）の所得金額を基にして計算した利益金額の見積額（以下「見積利益金額」といいます。）を課税時期の直前期末等の利益金額の計算に準じて記載します。

(3) 「1株（50円）当たりの見積利益金額」の「G」欄は、⑦の金額を①の株式数で除した金額を記載します。

(注) 1 ⑦の金額が負数の場合は、⑦の金額は負数のまま記載します。

2 「G」欄の金額が負数の場合は、「G」欄の金額は負数のまま記載します。

(4) 「1株（50円）当たりの利益金額」の「直前期末以前2年間の利益金額」欄は、次により記載します。

イ 「差引利益金額」欄の⑧の金額は、評価明細書第4表の㊦の金額を記載します。

ロ 「差引利益金額」欄の⑨の金額は、評価明細書第4表の㊧の金額を記載します。

ハ 「直前期末以前1年間の1株当たりの利益金額」欄の⑩の金額は、⑧の金額を①の株式数で除した金額を記載します。ただし、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間における利益金額を基として計算した金額（ $(⑧+⑨) \div 2$ ）を①の株式数で除した金額とすることができます。

(5) 「1株（50円）当たりの利益金額」の「H」欄は、⑩の金額と「G」欄の金額の合計額の2分の1に相当する金額を記載します。

(注) 「H」欄の金額が負数の場合は、「H」欄の金額は0と記載します。

(6) 「1株（50円）当たりの配当金額」の「直前期末以前2年間の平均配当率」欄は、次により記載します。

イ 「差引経常的な年配当金額」欄の⑪の金額は、評価明細書第4表の㊨の金額を記載します。

ロ 「差引経常的な年配当金額」欄の⑫の金額は、評価明細書第4表の㊩の金額を記載します。

ハ 「平均配当率」欄の⑬の割合は、 $(⑪+⑫) \div (⑧+⑨)$ で除した金額を記載します。

(7) 「1株（50円）当たりの配当金額」の「I」欄は、「H」欄の金額に⑬の割合を乗じた金額を記載します。

(8) 「1株（50円）当たりの純資産価額」の「直前期末の純資産価額」欄は、次により記載します。

イ 「資本金等の額」欄の⑭の金額は、評価明細書第4表の㊪の「直前期」欄の金額を記載します。

ロ 「利益積立金額」欄の⑮の金額は、評価明細書第4表の㊫の「直前期」欄の金額を記載します。

ハ 「純資産価額」欄の⑯の金額は、評価明細書第4表の㊬の「直前期」欄の金額を記載します。

(9) 「1株（50円）当たりの純資産価額」の「J」欄は、次により記載します。

イ ⑦の金額が正数又は0の場合は、⑯の金額を①の株式数で除した金額を記載します。

ロ ⑦の金額が負数の場合は、⑭の金額と⑮の金額から⑦の金額の絶対値を控除した金額の合計額を①の株式数で控除した金額を記載します。

(注) 「J」欄の金額が負数の場合は、「J」欄の金額は0と記載します。